

令和7年度「みやざきとのつながり創出プロモーション事業」実施業務委託仕様書

1 委託事業名

みやざきとのつながり創出プロモーション事業

2 事業概要

将来の移住検討層になりえる本県とのつながりを持つ関係人口の創出に向けて、SNS等を活用したプロモーションや都市圏での交流会、宮崎ひなた暮らし体験ツアーを開催し、本県の認知度向上を図る。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ① 受託者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。
- ② 本事業の目的は、都市圏の20～30代をメインターゲットとして、宮崎県の認知度向上を図り、関係人口を創出・拡大することであり、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。
- ③ この目的を達成するため、他都道府県とは異なる魅力を持つ本県の暮らしをクローズアップし、リアルに本県の暮らしや人柄の良さを感じられ、本県への興味・関心を持ってもらえるようなコンセプト・アイデアを提案すること。
- ④ 提案に当たっては、基本方針やコンセプト、イベントのテーマやイメージ等も含め、テーマ選定理由や根拠となるデータを加えること。

(2) 都市圏におけるプロモーション

後述する(3)みやざきファン交流会（以下「交流会」という。）、(4)宮崎ひなた暮らし体験ツアー、その他本県が実施するイベント等への誘導を促すため、首都圏在住者等に向けたプロモーションを実施すること。

なお、その他本県が実施するイベント等については、3本程度を想定している。

ア SNS広告・有料動画広告等の実施

- ① サムネイル・広告画像の作成
- ② インストリーム広告、バンパー広告、インフィード広告等での広告を行う。
- ③ 広告のターゲットの属性は、20～30代の東京23区を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏、福岡県在住者を想定しており、実施期間については、提案に基づき県と協議の上決定する。
- ④ 広告媒体については、提案に基づき県と協議の上決定する。

<例>

- ・SNS「Instagram」「TikTok」
- ・民放公式テレビポータル「TVer」

- ⑤ 広告の表示回数は30万回以上とする。
- ⑥ 動画広告の素材として、令和6年度「みやざきとのつながり創出プロモーション事業」で制作したPR動画を活用することができる。

<動画コンテンツ>

https://www.youtube.com/playlist?list=PLFJCA876iAggvsqj26VtD7cuCftfYQ_42

※YouTube動画以外のショートバージョン(30秒～45秒)も使用可能。

- ⑦ 実施した広告ごとにリーチ数、インプレッション数、クリック数(率)、シェア、いいね数、コメント数・内容等の結果を集約し検証・分析を行うこと。

イ 地域系サービス・メディアを活用した情報発信の実施

- ① 地域マッチングや多拠点居住、暮らし体験、地域の求人等のサービス・メディアを活用し、本県が主催する都市部でのイベント等に参加する動機付け及びきっかけづくりを行うこと。

<例>

- ・移住コミュニティでの情報発信
- ・移住関連のWebマガジンを活用した情報発信

- ② 実施期間や広報媒体については、提案に基づき県と協議の上決定する。

(3) みやざきファン交流会の開催

関係人口の創出に向けて、上記(2)のプロモーション等を通じて本県のファンになっていただいた方同士及びファンと県内市町村との交流を深めるイベントを開催すること。

ア 交流会の企画・提案

- ① 交流会の参加者同士で積極的な交流が図られるイベントを開催すること。
宮崎県産品を使用した料理の提供や県内市町村のPR等、本県を身近に感じてもらえるような交流会とすること。
- ② 提案に当たっては、各回の交流会でテーマを設定すること。
また、各テーマに応じて、一部の参加者同士のみ交流ではなく、参加者が一体となって交流が図られるようなイベント内容を企画すること。

〈例〉

・テーマ【食】

宮崎のご当地グルメ作り体験を実施する

・テーマ【恋活】

参加者同士で宮崎の観光ツアーを企画して、男女の交流を図る 等

イ 開催会場の確保及び会場との調整

- ① 以下のとおり計5回開催することし、会場を確保すること。

	開催地	日 程	人 数	会 場
第1回	福岡県	令和7年9月頃	一般参加者 30名程度 (※2)	提案 (※3)
第2回 (※1)	東京都	令和7年10月4日(土)		
第3回	福岡県	令和7年11月頃		
第4回 (※1)	大阪府	令和7年12月頃		
第5回 (※1)	東京都	令和8年1月10日(土)、11日(日)、17日(土)のいずれか		

※1：令和7年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」の前日に開催する。

第2回の開催日程は確定済みであり、日程の変更はしない。

第4回及び第5回については、令和7年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」の開催日程が決定次第、県より連絡する。

※2：各回の一般参加者は30名程度を目標とすること。

なお、各回、県及び市町村担当者が20名程度参加することを想定している。参加者については、県が調整する。

※3：合計50名程度（一般参加者30名、県及び市町村担当者20名）が収容可能で、各回のテーマや交流会内で実施する企画に適した会場（居酒屋

屋、ホテル、立食バー、カフェ等)を選定すること。

- ② 交流会の開始時間は16時以降で設定し、交流会の開催時間は2時間程度を基本とする。ただし、各回のテーマやターゲット層に応じて、県と調整可能とする。
- ③ 参加者の飲食代等については、一部参加者負担とし、必要最低限の料金設定とすること。また、この収入は事業費に充当すること。実際の金額設定については、告知の前に県と協議を行うこと。

ウ 広報・参加者募集業務

- ① 交流会の日程や開催方法等について広報し、参加者募集を行うこと。また、事前に参加申込みと受付を行い、予約者名簿を作成すること。
- ② 広報に当たっては、集客により効果的な手法を検討することとし、2か月程度の募集期間を確保すること。

エ 開催準備業務

交流会イベントに係る参加希望者からの問い合わせ（開催日時・開催方法など）について電話、メール等にて対応すること。

オ 交流会開催対応業務

- ① 開催当日もスムーズに運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。
- ② 参加者から飲食代等を徴収する場合は、その徴収を行うこと。

カ 宮崎ひなた暮らし体験ツアーへの誘客

交流会への参加者に対して、下記（4）宮崎ひなた暮らし体験ツアーの案内を行うこと。

キ アンケートの実施

交流会イベント終了後においては、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。アンケート内容については、提案に基づき県と協議し決めることとする。

ク その他

交流会の詳細については、企画案に基づき県と協議の上決定すること。

（4）宮崎ひなた暮らし体験ツアーの開催

将来的に移住や二拠点居住等の宮崎暮らしを考えているが、具体的なイメージを持っていない20代から30代までを対象とした体験ツアーを開催する。

開催に当たっては、本県の魅力が最大限活かされ、参加者が宮崎の暮らしをイメージできるような効果的な行程を自由な発想で企画し、実施すること。

ア 対象者

上記(3)の交流会参加者のうち、将来的に移住や二拠点居住等の宮崎暮らしを考えている者を想定しており、参加者数は20名程度を目標とする。

イ 実施時期

令和8年1月～3月の1泊2日(土曜日と日曜日を想定)とし、多くの参加者が見込まれる日程・時間帯を設定すること。

ウ ツアーの内容・要件

- ① ツアーの出発地及び解散地は宮崎空港もしくは宮崎駅とする。
- ② ツアーの行き先については、宮崎空港もしくは宮崎駅からの移動時間が概ね1時間以内の範囲内とすること。
- ③ ツアーには、参加者にとって地域や地域の人々と多様に関わる意識が高まるよう、次の内容を組み込み、提案をすること
 - ・上記(3)と同様に宮崎県産品を使用した料理の提供や県内市町村のPR等、本県を身近に感じてもらえるような交流会の実施
 - ・本県での自然とのふれ合いや休日の過ごし方が体験できる内容を組み込むこと
 - ・その他、単なる観光ツアーとならないよう、本県の仕事や暮らしが感じられる内容とすること

エ 参加費用

交通費や宿泊費、飲食代等については、一部参加者負担とし、必要最低限の料金設定とすること。また、この収入は事業費に充当すること。実際の金額設定については、告知の前に県と協議を行うこと。

オ 運営等

- ① ツアー内容の企画立案、旅行会社との交渉、参加者の募集、参加費の徴収、食事及び宿泊施設の手配、訪問場所及び運営スタッフの手配、進行管理、ツアーの当日運営、参加者の旅行保険への加入手続き等一切の業務を行うこと。
- ② 行程内の協力者の調整は県と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対

する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から支払うこと。

- ③ ツアー中は原則マイクロバス等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにすること。なお、借り上げ料は委託料に含む。

カ 広報・参加者募集業務

- ① ツアーの日程や開催方法等について広報し、参加者募集を行うこと。また、事前に参加申込みと受付を行い、予約者名簿を作成すること。
- ② 広報にあたっては、集客により効果的な手法を検討することとし、2か月程度の募集期間を確保すること。

キ アンケートの実施

ツアー終了後においては、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。
アンケート内容については、提案に基づき県と協議し決めること。

ク その他

ツアーの詳細については、企画案に基づき県と協議の上決定すること。

(5) 独自提案

- ① 上記(1)～(4)の実施と連動し、本事業の達成のために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ② 提案の際には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

(6) 事業完了報告書の作成

事業終了後、実施結果等を報告書として提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告書 等

※ なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権、肖像権等の一切の権利は県に帰属し、県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

5 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措

置を無償で講ずること。

- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約を締結した年度終了後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 本事業の受託者は、事業を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めない事項については、県と協議の上定めるものとする。

なお、当該事業の委託に当たっては、精算払により委託事業者へ支払うこととしているが、延期や中止等の判断をした場合には、判断までに実施した事務等に係る経費については県が負担するものとし、その他の経費については県と協議の上精算すること。